

# 中央しんきん 一般事業主行動計画

## 1. はじめに

急速な少子化の進行は、社会経済のあらゆる部分に歪を生み深刻な影響を与えることから、国は平成 15 年 7 月に次代を担う子どもが育つ環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律により企業には、労働者が仕事と子育てを両立させるための一般事業主行動計画を策定・実施することが求められました。

## 2. 取組にあたって ～次の理由から行動計画に取り組めます～

### ① CSR（企業の社会的責任）の一環として

少子化問題に対して国もさまざまな対策に取り組んでいますが、私達中央しんきんも、法の主旨に沿って少子化や子育てに対し足元の出来ることから少しずつでも取り組むことが、一企業としての社会的責任であり、これからの魅力ある企業としての姿であると考えます。

### ② 地域金融機関として

中央しんきんは地域に密着した金融機関で、地域の皆様とより親密な関係を築いていくことが必要です。家庭や地域で子育てに関する時間や機会を増やすとともに、地域行事などに積極的に参加して、地域の皆様と Face to Face の関係を築くことは、地域金融機関の職員として大切なことであると思うからです。

### ③ 仕事のやり方・進め方を見直す機会として

家庭や家族と接する時間を大切にし、育児や子育てを支援するためにも、皆で業務等改善を進め、メリハリの利いた生産性の上がる働き方を真剣に考える必要があると思うからです。

## 3. 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定し取組めます。

(1) 計画期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(2) 内 容

<目標 1> 所定外労働時間を削減するためノー残業デーを設定します。

<対策> 勤務割表に予めノー残業デーを設定し、管理職を対象に説明や指導を行い職員へ周知します。

<目標 2> 育児や子供の行事に積極的に参加できるように、時間単位の有給休暇や半日有給休暇の取得を促進します。

<対策> 管理職を対象に説明や指導を行い職員へ周知し、出産、育児に関するパンフレットに掲載します。

